

瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助金 交付申請の手引き

1 対象者

市内で自ら所有し居住する住宅に「太陽光発電設備」を設置する者

主な条件

- 固定買取価格制度による売電をしない(FIT等の認定を受けない)又は FIP 制度の認定を受けないこと。
- 自己託送をしないこと。
【例】発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送って使う
- 国や県から他の補助金等を受けないこと。
- 発電した電力の30%以上を自家消費すること。
- 法令やガイドライン等を遵守すること。
- 市税等の滞納がないこと。

注意事項

- 法人等の事業者は対象となりません
- 設備設置によって得られる環境価値(温室効果ガス削減により生まれる価値)は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります(売電した分の価値は設置者のものとできません)
- 設備の耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません

2 対象となる設備

(1)太陽光発電設備

(2)蓄電池((1)の太陽光発電設備と併せて設置する場合に限ります)

主な条件

- 原則として、市の交付決定日以後に事業に着手したもの
 - ・一般的には工事契約等の契約日が事業着手日となります
- 令和8年2月2日までに実績報告書を提出できるもの
 - ・設置工事完了後、工事代の支払いを完了し、実績報告書を提出する必要があります
- 中古品、リース品でないもの
- 蓄電池は 15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下のものに限り
 - ・15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下であれば対象となりますが、12.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下になるよう努めてください

注意事項

- 市の交付決定日以前に工事契約等が交わされたものは対象となりません
- 設備の増設、買替え、追加購入又は設備改修の場合は対象となりません

3 補助金の額

(1) 太陽光発電設備(補助の対象は 5kW 相当まで)

○ 7万円/kW(千円未満切り捨て)

※1kW あたりの工事費を含む税抜き価格が7万円未満の場合はその額(1円未満切り捨て)を補助単価とし、発電容量を乗じた合計額の千円未満は切り捨てとします。

※5kW未満で端数のあるものは、小数点以下を切り捨てます。

(2) 蓄電池(15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下のものに限る・補助の対象は 5kWh 相当まで)

○ 蓄電池価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額(千円未満切り捨て)

※5kW(h)以上の設備を設置した場合の補助金は5kW(h)に相当する額までが対象です

※「太陽光発電設備」の出力は「太陽光パネル」と「パワーコンディショナ」のどちらか低い方です

※5kW未満で端数のあるものは、小数点第2位以下を切り捨てます。

(蓄電池補助金計算の例)7kWh の蓄電池の設置工事を 100 万円(税抜)で行った場合

$100 \text{ 万円} \times 1/3 \times 5\text{kWh}/7\text{kWh} \div 238,000 \text{ 円(千円未満切り捨て)}$

4 申請について

瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書を提出してください

配布場所

・ホームページ(<https://www.city.mizuho.lg.jp/1752.htm>)からダウンロード

・瑞穂市役所南庁舎 環境課

提出先

瑞穂市役所南庁舎 環境課 午前8時30分から午後5時15分まで

提出期限

令和7年12月22日(月)

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します

添付資料について

○工事見積書

・施工業者選定にあたっては、原則として複数者の比較を行ってください(事業提案を受ける、見積もりを取る等)。ただし、複数者の比較が困難な場合(例:早期に導入しなければ希望する設備を期限内に設置することが困難等)はこの限りではありません。

・別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に見積書を取得してください

・15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)を超える蓄電池は補助の対象外となります

○対象設備の設置場所及び付近の見取り図

・敷地の図面(1/100程度)に設備を設置する場所を明示してください

・住宅地図等(1/1500程度)に住宅の位置を示してください

○対象設備の仕様書

- ・製品カタログ(コピー可)等、設備の仕様が分かる資料
- ・蓄電池の詳細な仕様書については、国(一般社団法人環境共創イニシアチブ)が実施する令和4年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていることが分かる書類(登録サイトのウェブページの印刷)を型番が記載されたカタログ等と併せて提出することで代えることができます。
【登録サイト】ZEH 補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業)の蓄電システム
登録済製品一覧検索 <https://zehweb.jp/registration/battery/>

○誓約書

- ・別添誓約書を確認のうえ提出してください
- ・施工業者の方にも誓約書の作成を依頼してください
(ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています)

○電力消費量計画書

- ・任意の様式としますが、自家消費の割合がわかるよう年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」については必ず記載してください。また、「過去1年間の電気代」「世帯人数」についても記載をお願いします。

○委任状

- ・行政書士等へ事務を委任する場合は委任関係が分かる書類を提出してください

○チェックリスト(交付申請時)

- ・必要な項目にチェックが入っていることを確認してください

5 実績報告について

瑞穂市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書を提出してください

提出先

瑞穂市役所南庁舎 環境課 午前8時30分から午後5時15分まで

提出期限

事業完了から30日以内又は令和8年2月2日(月)のいずれか早い方の日

(注)一般的には、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります

添付資料について

○契約書の写し

- ・見積もりと異なる場合は「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に内訳書を取得してください

○領収書の写し

- ・銀行振込の場合は、請求書(振込口座の記載のあるもの)の写し及び振込書の写しも可としますが、領収書については別途徴収・保管をお願いします。

- ・対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください
 - ・施工代金の全額を施工業者へ支払うことが事業完了の条件です
 - 蓄電池の保証書及び取扱い説明書の写し
 - ・申請時に提出した「カタログ」と実績報告時に提出する「保証書(メーカー保証)」「取扱い説明書」により、蓄電池の仕様を満たしていることを確認します
 - ・確認に必要なページのみ提出していただいても構いません(表紙、裏表紙等は省かないでください)
 - ・別添蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリストも活用してください
 - ・ただし、申請時に国(一般社団法人環境共創イニシアチブ)が実施する令和4年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていることが分かる書類により確認している場合は提出の省略は可とします。
 - 電力会社との接続契約書・売(買)電契約書(特定契約書)等の写し
 - ・売電に関する契約書を提出してください(売電しない方は不要)
 - 売買契約書等、住宅の所有者が確認できるものの写し(新築や建売住宅の購入等で市が所有する情報で住宅の所有者情報が確認できない方)
 - 設備を設置したことが分かる写真(施工前、施工中、施工後)
 - 申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください
(例)電力消費量計画が変更となった
 - チェックリスト(実績報告時)
 - 蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト
 - ・必要な項目にチェックが入っていることを確認してください
- ※実績報告を提出する際に、必要書類が添付できないときには、後日提出する旨を記した念書を提出してください。

6 その他

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、補助の目的に沿って設備を使用できるように管理してください。法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に市へ相談してください。
- 一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です。

蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

- ・以下の内容が記載されている取扱い説明書等の該当ページのコピーを提出してください。
- ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙のコピーも提出してください。

1 蓄電池パッケージ

- ☐ システム全体を統合して管理するための番号

2 性能表示基準

- ☐ 初期実効容量

- ☐ 定格出力

- ☐ 出力可能時間の例示

- ☐ 保有期間

※ 補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならぬことが記載されている書類

- ☐ 廃棄方法

※ 使用済み蓄電池の廃棄・回収方法が記載された書類

- ☐ アフターサービス

※ 国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類

- ☐ 蓄電池部安全基準

リチウムイオン蓄電池部

…JIS C8715-2又はIEC62619 に準拠したものであることが分かる書類

リチウムイオン蓄電池部以外

…蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠していることが分かる書類

3 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- ☐ 蓄電システム部

「JIS C4412」に準拠したものであることが分かる書類

(注)平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合は、それが分かる書類も可

4 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- ☐ 第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類(蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ)

5 保証期間

- ☐ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類

※必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります。